

令和2年度予備試験 刑事訴訟法

第1 設問前段について

甲の弁護人は、①の事件は傷害罪(刑法 204 条)により有罪判決が確定しているのであるから、本件②の起訴は、①事件判決の一事不再理効に抵触し、「確定判決を経た」(337 条 1 号)ものとして、免訴判決をすべきである、と主張している。

上記弁護人の主張は認められるか。事件①の確定判決の効力が事件②に及ぶか、一事不再理の客観的範囲が問題となる。

一事不再理効の根拠は、二重処罰の危険を防止する点にある(憲法 39 条)。当事者主義的訴訟構造(256 条 6 項 312 条 1 項など)の下、審判対象は検察官が主張する具体的犯罪事実たる訴因である。そして、訴因変更は公訴事実の同一性がある範囲で可能(312 条 1 項)である以上、同一手続内で有罪の危険にさらされる点から、一事不再理効は、公訴事実の同一性が認められる範囲において発生することになる。

そうすると、基本的には、審判対象たる各訴因のみを基準としてこれらを比較対照して行うのが相当であり、訴訟手続に上程されていない要素について実体に踏み込んで考慮する必要はない。

もっとも、訴因自体において実体的に一罪を構成するかどうかにつき検討すべき契機が存在する場合は、例外的に実体について判断すべきである。

これを本件についてみると、①の起訴及び②の起訴の訴因はどちらも傷害罪を構成する事実であり、常習傷害罪にて一罪の關係に立つという点に照らせば、公訴事実の単一性も認められるとも思える。

しかし、本件では前訴及び後訴は単純傷害罪で起訴されているため、一罪を基礎づける常習性という構成要件要素が両訴因には現れていない。

また、暴力行為等処罰ニ関スル法律第 1 条ノ 3 第 1 項は、暴行、脅迫等同条所定の行為を常習として行う習癖のある者が新たに犯した暴行、脅迫等につき、通常の暴行、脅迫等によりも法定刑の重い罪を構成するものとした規定である。そうだとすれば、本件①の事件と②の事件の公訴事実をそれぞれ単純傷害罪として併合罪で処罰したとしても、①と②を常習傷害罪として処罰するより重い刑罰を科せられることはなく、二重処罰の關係にあるとはいえない。

そして、①の起訴の公訴事実は令和元年 6 月 1 日、H 県 I 市内の自宅における交際相手乙に対する傷害であるところ、②の起訴の公訴事実は令和元年 5 月 15 日、J 県 L 市内の路上における丙に対する傷害であるから、両訴因それぞれ別個の機会になされた犯罪であるといえ、公訴事実の単一性は認められない。

コメントの追加 [檜垣1]: 確定判決を得たから一事不再理効が生じるのであって、説明の順序が逆です。

コメントの追加 [檜垣2]: 憲法 39 条から直接に二重の危険が引き出せますか？また、その後の立論の説得力のために何に対する二重処罰の危険かを具体的に説明した方がいいです。

コメントの追加 [檜垣3]: 「要素」と抽象的に記載しているため問題としている事項が伝わってきません。ここでは「常習性の発露」と特定して、その点についての検討を行うべきです。

コメントの追加 [檜垣4]: 目的語を欠くため文意が広範にすぎます。本問ではどの点に判断を行うということでしょうか。

コメントの追加 [檜垣5]: 公訴事実の同一性から公訴事実の単一性へのつながりが明らかにされていません。

コメントの追加 [檜垣6]: いい視点ですが、条文を比較して当然のようにそう評価できますか？

コメントの追加 [檜垣7]: この評価はどういった規範からの評価でしょうか。

したがって、本件において、②の起訴の訴因は①の起訴の訴因の「公訴事実の同一性」の範囲内とはいえないから、前訴の一事不再理効は②の起訴には及ばない。

以上により、甲の弁護人の主張は認められず、裁判所は免訴判決を下すべきではなく、有罪判決を下すべきである。

第2 設問後段について

①の起訴が、常習傷害罪の公訴事実で行われた場合には、一罪を基礎づける常習性という構成要件要素が訴因に現れているから、実体的に一罪を構成するかどうかにつき検討すべき契機が存在する。

そして、両訴因は、一つの常習傷害(暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条ノ3第1項)にあたるものであり、実体法上一罪の關係に立つのであるから、公訴事実は同一であり、一事不再理効が及ぶ。

したがって、裁判所は、弁護人の主張を認め、免訴判決を下すべきである。

コメントの追加 [檜垣8]: 具体的な記載、事実を指摘してください。